

人 材 紹 介 契 約 書

〇〇株式会社と（以下「甲」という）と、backend 合同会社（以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

第 1 条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたるまでの活動を支援する。

第 2 条（報酬）

1. 甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1 名ごとに、当該被採用者の理論年収の 35%（税別）を乙に支払うものとする。
上記「理論年収」は、次の算式により計算する。
$$\text{理論年収} = (\text{基本給} + \text{職務手当} + \text{住宅手当} + \text{家族手当} + \text{その他固定的に毎月支給される手当 (但し、交通費、超過勤務手当は除く)}) \times 12 + (\text{賞与算定基準額} \times \text{前年度実績賞与支給月数})$$

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度 1 年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬+成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬+期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。
海外駐在を前提とする採用の場合は、駐在の際に支払われる海外駐在手当等も含んだ金額を理論年収とする。
2. 被採用者が自己都合により入社後 6 ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から 3 ヶ月未満	50%
入社から 6 ヶ月未満	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

第 3 条（支払）

甲は第 2 条に定める報酬を、被採用者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第 4 条（オーナーシップ）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入社までに至った場合も、本契約に該当するものとし、更にそれらの状況が判明する為に要した乙の経費は甲が負担するものとする。

第 5 条（資料の揭示）

甲は、乙がコンサルティング業務を行うために、その募集している人材のスペック、採用後の業務の内容、給与の予定等、乙が要求する必要な情報を提供するものとする。

第 6 条（機密保持）

1. 乙は、甲より人材採用コンサルティングの依頼があった事実のほか、第 5 条に基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介する者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。
 - ① 甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
 - ② 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
 - ③ 甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報
 - ④ 甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報
 - ⑤ 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

2. 乙は求人票や事業内容、その他甲から提供を受けた情報を、甲への求職者の紹介を目的として、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に提供することがあるが、この場合、乙は乙と同等の守秘義務を当該人材紹介会社にも課すものとする。

第7条（個人情報）

1. 甲は、乙から知り得た、乙が紹介した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。
2. 甲は乙より紹介のあった求職者に関する情報について第三者に洩らしてはならない。また甲が乙より入手した情報を流用し、甲以外の第3者が、乙が甲に紹介者した求職者を採用した場合、甲は乙に対し第2条で定める報酬に相当する金額を支払わなければいけない。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己、自己の役員等、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し且つ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自己の役員等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、前二項に反する状況が判明した場合、直ちに相手方に当該事実を報告するものとする。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

第10条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - ① 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - ② 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - ④ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - ⑤ 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥ 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき
 - ⑦ その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第 1 1 条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

第 1 2 条（裁判管轄）

第 1 1 条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、神戸地方裁判所又は伊丹簡易裁判所とする。

本契約書は 2 通作成し、甲、乙が各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

甲

乙 兵庫県神戸市中央区京町 80 クリエイト神戸 3 階
backend 合同会社

印